福岡ソフトテニス連盟 加盟団体 各位

福岡市ソフトテニス連盟 理事長 蒲原 直大

規約改正に伴う加盟登録料改定について

寒冷の候、各位におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当連盟の事業にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、2/18(日)に開催された令和5年度福岡市ソフトテニス連盟総会にて提案され、満場一致で可決されましたのでご報告します。

理由としては、福岡市の最低賃金上昇による事務局人件費の値上がり、物価上昇による固定費の増加などで、運営費が賄いきれなくなっているためです。このままいくと、4年後には連盟の運営費が尽きると予想されるため、今回の登録料改定となりました。

なお、改定は一般会員のみで、中学・高校生、小学生は従来通りです。 皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

IH	
第18条 本会の経費は、次に掲げる	ļ
もので支弁する。	ì
(1) 大会参加料等の事業収入	(
(2) 寄付金及び補助金	(
(3) 会 費	(
会費は次のとおりとする。	
登録料(年額)	
一般 1,500円/名	
ただし、県中学校体育連盟及び	
県高等学校体育連盟所属のソフ	
トテニス部は1名につき1,0	
00円、小学生は1名につき5	
00円とする。	
(4) その他の収入	
	(

ΙĦ

第18条 本会の経費は、次に掲げる もので支弁する。

新

- (1) 大会参加料等の事業収入
- (2) 寄付金及び補助金
- (3) 会費会費は次のとおりとする。登録料(年額)

一般 2,000円/名

ただし、県中学校体育連盟及び 県高等学校体育連盟所属のソフトテニス部は1名につき1,0 00円、小学生は1名につき5 00円とする。

(4) その他の収入